

答 申 情 第 2 2 3 号

令 和 8 年 6 月 1 2 日

地方独立行政法人 京都市立病院機構

理事長 清水 恒広 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年4月25日付け経企第20号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

整形外科が診療拒否したことに係る文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第367号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、結論において妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月13日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「整形外科が私の診療拒否した整形外科の規定の公文書」「R7.●／●私の診療拒否した公文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する（以下、同じ。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないためとして、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年3月26日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求内容を満たす事案が存在せず、請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

- (3) 審査請求人は、令和7年3月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、診療拒否に関する整形外科の規程及び令和7年●月●日に、審査請求人が来院した際の診療を拒否した際の文書である。

- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

審査請求人は、診療の拒否を主張しているが、診療の拒否ではなく、整形外科が「初診紹介制・再診予約制」になっており、予約がなかったため、近医を受診していただく旨を外来総合案内より口頭で伝えたものであり、記録は作成していない。また

診療を拒否するような規程は設けていない。したがって、本件請求に係る公文書は取得も作成もしていない。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 令和7年●月●日に整形外科が私の診療拒否した公文書を出せ。
- (2) 整形外科がどのような場合に診療拒否し、どのような場合に緊急対応が必要と判断するのか、マニュアルを含むすべての公文書を出せ。
- (3) 総合案内の指示より受診申し込みをし、1時間近く待っていた。医療法、医師法等により公文書を作成することになっている。マニュアルが存在しないことはありえない。令和7年●月●日の説明では、内規がある事を認めている。
- (4) 午前10時10分に外来総合案内で、整形外科の受診をお願いすると、完全紹介予約制で近医を受診するように言われた。それでは京都市立病院の救急外来を受診するというと、「待ってください医師に確認します。」と言われ、午前11時5分まで待たされ、「診察出来ません」の回答である。添付甲1の1(※)でわかるように、予約外で受診を申し込み場合、緊急対応の有無を判断しなければいけないのに、その結果を伝えず受診を拒否している。回答まで1時間近く待たされている。緊急対応をどのように判断したのか当然公文書が作成されている。その後、京都市立病院の救急外来に受診申し込みと診察出来た。添付甲2の2(※)でわかるように、私の病状は緊急性ありである。

※審査請求人が撮影した処分庁の院内掲示物と推測される提出文書を指す。

- (5) 診察後、京都市立病院事務局と●看護師長と面談を行っているが、●看護師長は、「京都市立病院は紹介受診病院で、高度な医療を手術を行う病院」と説明している。テレビで心臓弁膜症と心房細動のCMをしている。心臓疾患は日本人の死因2位だが、京都市立病院は全く弁膜症の手術を行っていない。心房細動の治療についても、30年以上前に確立されたカテーテルアブレーションも行っていない。●師長の説明は虚偽である。虚偽の説明する京都市立病院に公文書が存在しないと言われても信じられない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書

本件請求において審査請求人が公開を求める文書は、整形外科が審査請求人の診療を拒否した規程に係る公文書及び令和7年●月●日の審査請求人の診療拒否に係る公文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、令和7年●月●日の経過に関し、診療の拒否ではなく、「初診紹介制・再診予約制」になっている整形外科へ予約なしに来院されたため、近医を受診していただく旨を外来総合案内より口頭で伝えたものであり、その際の対応記録は作成していないと主張する。また、診療を拒否するような規程は設けていないことから、本件請求に係る公文書は取得も作成もしていないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、整形外科がどのような場合に診療拒否をするのか、また、予約せずに来院した患者に対し緊急対応の必要性を判断するためのマニュアルなど、何らかの公文書があるはずだと主張する。

ウ 当審議会が処分庁に対し、完全予約制の診療科に予約なしに来院された際の対応について確認したところ、緊急を要しない症状の場合には近医を案内しているとのことであった。また、緊急を要する症状か否かの判断手順等を示すマニュアル等の有無について確認したところ、患者の症状や申出内容を医師に伝え、判断を仰いでいるものの、当該手順等をまとめたマニュアル等は作成及び保有していないとのことであった。その他、看護師長と来院者との面談記録については、日常的によくある対応である場合には、記録は作成していないとのことであった。

エ 一般に、医療機関では、予約の有無にかかわらず、来院した患者に緊急対応が必要か否かは、患者の状態や申出内容を患者本人や付添人、対応した関係者などから聞き取り、医師がその知見をもって適宜判断するものと考えられる。

そうすると、当審議会としては、予約なしに来院した者について、緊急対応の要否の判断や手順等をまとめたマニュアル等は作成していないという処分庁の主張に特段不合理な点はないと判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、不存在による非公開決定処分を行ったものであり、公文書の有無を前提とする判断を処分庁が示したものといえる。しかしながら、本件請求が「私（公文書公開請求者）」と請求書において個人を特定したうえで、当該特定の個人に関し、診療拒否をしたことを記録した公文書の公開を求めていることから、以下ではまず、本件請求に対し文書の存否を答えることの妥当性について検討する。

(ア) 基本的な考え方

公文書公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第9条第1項は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公文書公開請求を拒否することができる旨を定めている。

当該規定の適用に当たっては、公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を、条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断が求められる。

そのため、請求拒否を行うには、公文書の有無を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること（以下「要件1」という。）及び当該事実が条例第7条各号のいずれかに該当する事実が含まれていること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(イ) 要件1該当性について

本件請求では、「私（公文書公開請求者）」と請求書において個人を特定したうえで、当該個人に対し診療拒否をしたことを記録した公文書の公開を求めるものであるから、本件請求に係る文書の存否を答えることは、特定の個人に関する診療拒否の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

(ウ) 要件2該当性について

本件存否情報は、特定の個人に関する情報であることから、条例第7条第1号該当性について以下検討する。

(エ) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とすることを定めたものである。また、同号ただし書において、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、並びに人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については除くとされている。

(オ) 条例第7条第1号該当性について

特定の個人が医療機関において診療拒否を受けたか否かという事実の有無は、同号に規定する個人に関する情報であって、当然に個人識別性を有する情報であ

ると認められる。また、そのような事実の有無は、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件請求に係る文書の有無を答えるだけで、同号の非公開情報を公開することとなるから、条例第9条第1項の規定により本件請求を拒否すべきものと認められる。

イ 当審議会としては、本件請求については、存否応答拒否決定をすべきであったと判断するが、処分庁は、原処分において、本件請求に係る文書の存否を明らかにしている。このような場合において、原処分を取り消して改めて条例第9条第1項を適用することには意味がなく、本件請求に係る文書の存否を明らかにしたうえでの結論としては、不存在による非公開決定としたことは妥当といわざるを得ない。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	4月25日	諮問
	5月23日	諮問庁からの弁明書の提出
	6月19日	審査請求人からの反論書の提出
令和8年	2月17日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第11回会議）
	3月24日	審議（令和7年度第12回会議）
	5月11日	審議（令和8年度第1回会議）
	6月12日	審議（令和8年度第2回会議）

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審議会条例第10条第1項の規定に基づく口頭での意見陳述を希望したが、令和8年3月16日付けで希望を取り下げたため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）